＜報道関係各位＞

憲法	社会保障法	教育法	子どもの貧困	給食無償化

大阪経済大学 教員研究トピックス

2024年4月1日更新

経営学部 ビジネス法学科
藤澤 宏樹（ふじさわ ひろき）教授

「就学援助制度」や「学校給食法」を研究 給食無償化を提言し続け、無償化後の課題も指摘

■ 「就学援助制度」や「学校給食法」の成立過程を研究。

就学援助制度や学校給食法などの教育費支援法制研究は、貧困が目に見えていた戦後～1970年代までは研究論文が存在しましたが、1980年代以降、経済成長の中で問題意識が薄れ研究が途絶えていました。藤澤教授はこの研究に2005年頃より取り組み、就学援助制度成立過程の研究では、制度の憲法上の根拠が憲法25条、26条の両方にあることを明確にしました。また、学校給食費未納問題について、1950年代に給食費を払えない家庭が既に存在していたことを明らかにしました。そして、当時は未納の原因は貧困にあると考えられており、支払わせれば問題は解決するとは考えられておらず、保護者だけでなく学校・地域など社会全体で子どもの貧困を解決するため、きめ細かな対応が行われていたことを当時の資料より明らかにしました。

■ 学校給食費の無償化を提言し続ける。実現後の課題は「食べる義務」「給食を拒否する権利」。

以前より藤澤教授は、学校給食には教育と福祉の二つの側面があると主張しています。教育の側面からみれば、学校給食を教育と捉えるなら、無償化の実現は憲法26条2項の要請であるとします。また、近年、給食の無償化は、子育て支援の一環として、地方自治体主導で実施されていますが、これは福祉の側面（子どもの食の保障）から給食をとらえたものであり、ここからみても、給食は無償化すべきであると主張しています。藤澤教授は、無償化の財源についても、自治体が子どもを優先する財政を行うことで、給食無償化は実現可能とし、完全実施を目指すのであれば、国家による援助が必要と指摘しています。子どもが教育を受ける権利、生存権を実現するため、学校や家庭だけでなく社会全体で協力をしていく必要があると考えています。

藤澤教授は、実現後の課題についても指摘しており、不登校、アレルギーなどの理由で、給食を食べることのできない子どものために、給食を児童生徒の自宅に届ける、メニューの個別対応など、仕組みの整備も重要としています。また、現在の給食制度では、「給食を拒否する権利」が想定されていません。本来、子どもや保護者は、どのような理由、形であっても給食を拒否できるはずが、給食費を納めているにもかかわらず、学校の方針等で拒否できない事があり、給食は事実上の「義務」となっています。藤澤教授は、無償化後には、子どもは「義務」として給食を食べるのか、拒否する権利をどう考えるかも課題になるとしています。

藤澤宏樹教授 プロフィール　　詳細はこちら⇒https://webj8.osaka-ue.ac.jp/ouehp/KgApp?resId=S000084

1969年生まれ、京都府出身

経　歴：1998年金沢大学大学院社会環境科学研究科博士課程単位取得満期退学、2013年金沢大学 博士（法学）取得。国立福島工業高等専門学校、会津大学短期大学部社会福祉学科を経て、大阪経済大学経営学部着任。2016より現職。

論　文：『教育の普遍的給付ー意義と課題ー』（単著、2023年、社会保障法）
『韓国の無償給食ー現況と未来』（単著、2018年、都市問題、後藤・安田記念東京都市研究所）

主な著書：『福祉政策と人権』（共著、2022年、放送大学教育振興会）
『社会保障裁判研究ー現場主義・創造的法学による人権保障ー』（共著、2021年、ミネルヴァ書房）

所属学会：日本公法学会、日本社会保障法学会、社会政策学会、憲法理論研究会、日米法学会

＜本件に関するお問い合わせ先＞
大阪経済大学　企画部広報課　高濱、東　TEL：06－6328－2431　Mail：kouhou@osaka-ue.ac.jp
大阪経済大学　広報デスク（ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ･ﾎﾟｰﾄ内）　福嶋、井上　TEL：06－4391－7156
https://www.osaka-ue.ac.jp